

ケニア国東アフリカ北部回廊幹線道路
整備・運営事業（海外投融資）
環境レビュー

日時 2022年2月25日（金）13:58～18:12

場所 オンライン会議（Teams）

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授

JICA

<事業主管部>

多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
壽楽 正浩	民間連携事業部 海外投融資課 企画役
高橋 慶多	民間連携事業部 海外投融資課

<事務局>

加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
永井 真希	審査部 環境社会配慮審査課
内田 歩	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

柴田 夕羽	イー・アール・エム日本株式会社
土生 真弘	イー・アール・エム日本株式会社

ケニア国東アフリカ北部回廊幹線道路整備・運営事業
(海外投融資)
環境レビューワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. 民間事業者による適切な環境社会配慮のための財源確保について

本事業は海外投融資事業であり、ケニア高速道路公社（以下、KeNHA）から受託した特別目的会社（借入人）が道路整備・運営事業を行い、対価としてKeNHAより借入人に料金支払が行われ、同料金支払を財源に借入人による必要な緩和策および長期にわたる環境モニタリングが実施されることとなるため、料金支払が安定的になされるかが環境社会配慮の適切な履行に影響しうるとの助言委員の指摘があった。JICAからは、環境レビューとは別に、事業性評価の一環として、借入人の財務的履行能力、ならびに本事業におけるKeNHAから借入人への支払財源の確保についても確認が行われる旨の説明があった。

2. 非自発的住民移転にかかる補償および生計回復支援策の実施状況にかかるモニタリング結果の公開

本事業の被影響住民に対する補償および生計回復支援策についてはKeNHAにより取り組まれるが、海外投融資事業についても、政府により実施される事業と同様に、その履行状況のモニタリング結果について公開されるよう働きかけることが肝要であるとして、助言3として纏められた。

3. 事業対象地に隣接する保護区について

ガイドラインにおいては、プロジェクトは「政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」ことに加え、「このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」と規定している。本事業では、このような指定地域を横切る・通過する場合には例外5条件を適用・確認しているが、隣接する場合についても、指定地域への重大な影響を及ぼさないようにする観点から例外5条件を準用して確認してはどうかとの提案が助言委員よりなされた。JICAからは、隣接している保護区に対する例外5条件に照らした確認はガイドライン上求められていないが、生態系にかかる適切な環境社会配慮を行うことで丁寧に対応していく旨の説明があった。

以 上

**ケニア国東アフリカ北部回廊幹線道路整備・運営事業（海外投融資）
環境レビュー**

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
【全体事項】				
1.	概要 PP (p.8)、レビュー方針 (p.2)	環境許認可に伴う付帯事項の内容は？（質）	長谷川 委員	付帯事項は 60 個あります。本事業特有の事項としては野生動物用の横断橋の設置等が挙げられ、その他許認可譲渡時の通知等の一般的な手続きや、粉じん対策としての散水の実施等の一般的な対策が多くを占めています。なお、付帯条件の一つとして、条件に関する記録をモニタリング結果と共に保管し、NEMA による監査時に提供することが求められています。
2.	環境レビュー方針 P.2	今後、Biodiversity Action Plan が作成されることだが、プランの実施者は事業運営に含まれ、借入人となると理解したが正しいか。その場合の、借入人がコンサルタントに委託する等、実施体制についての詳細。（質）	木口 委員	ご理解の通り Biodiversity Action Plan（以下、BAP）の包括的責任は借入人が負います。その上で、詳細な実施体制は、BAP が作成された時点で確認いたしますが、工事現場での生態系に関する緩和策の実施は EPC コントラクターが責任を負う他、コンサルタント会社や NGO 等を含む様々な関係者の関与が想定されています。
3.	全体	本事業は海外投融資の対象で、民間事業者が行う開発に融資する。事業はケニア高速道路公社が受託した民間企業に支払いを行い運営するとある。 ケニアは中国からの公的債務の増加で、他国からの公的融資を受けにくい状況にあると理解している。そのような中、大規模な道路改修事業を、民間事業として実施するが、民間事業は収益が上がらなければサービスの低下（この場合、質問 2 の理解が正しければ、野生動物保護への対応の後退も含まれると考えられる）、撤退や倒産のリスクもあり、開発後の影響緩和の実現や苦情申し立てのシステムの継続性には不安が残る。	木口 委員	緩和策を含めた借入人の技術・財務的履行能力を確認し、環境社会配慮の持続性が確保されることを確認します。その上で、レンダー ESIA や環境社会管理システム (ESMS) の一環として作成される各種管理計画に基づく対応を借入人と合意します。緩和策の履行状況等は、モニタリング報告を通じて確認し、問題があれば他レンダーと協議しつつ是正を求めます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		上記 2 の質問にも関連し、ここで企業が見込んだ収益が発生しなかった場合でも、自然環境や住民への影響緩和策の実施が確実に実施されるということを JICA としてどのように確認、かつ担保しているのか、可能な範囲でご説明ください。（質）		
4.	環境レビュー方針 p.2 (1) 全般事項	2) 環境社会配慮文書 「IPP および Biodiversity Action Plan の作成主体および作成時期を確認する。」とあるが、許認可に伴う付帯事項は 借入人 が実施することに合意しているの、作成主体は借入人なのではないか？ 確認すべき他の主体とは誰か？（質）	織田委員	環境レビュー方針作成時点では、誰がどのタイミングでこれらの文書を作成するのか不明であったため、確認事項に含めておりました。現時点では、ご指摘のとおり借入人が作成主体となる旨が確認出来ておりますので、資料を修正いたします。
5.	環境レビューp.2 ほか	BAP の策定予定年月を明確にする。（コ）	織田委員	現状のスケジュールにおいては、融資契約の 3 か月前までに借入人から提出される予定です。
6.	環境レビュー方針 p.2 (1) 全般事項	2) 環境社会配慮文書の追加確認事項に、新規採石場および土取り場の開発に付随する「詳細な影響評価および必要な許認可」を確認する、と追加する。（コ）	織田委員	ご指摘の通り、追加確認事項に追記いたします。なお、ご指摘の点については、借入人は採石場及び土取り場の選定作業を進めている段階であるため、環境レビュー実施中に確認が出来ない内容であることから、いつどのようなアクションを借入人が取るべきかを示す Environmental and Social Action Plan (ESAP) 作成時に「新規採石場および土取り場の開発に伴う環境許認可取得および環境社会影響評価の実施が必要な場合は影響評価結果と環境許認可の取得状況について報告すること」を ESAP に含め、追加的な対応の漏れが無いよう、幹事行である IFC に共有するとともに、借入人に働きかけてまいります。
7.	環境レビュー方針 p.6 (1) 全般事項	6) 環境社会管理計画 (ESMP)、環境社会モニタリング計画 (ESMoP)、モニタリングフォーム ESMP や ESMoP は、国内 ESIA には含まれ	織田委員	国内 ESIA にはご指摘のとおり ESMP および ESMoP が含まれておりませんが、レンダーESIAにて ESMP、ESMoP に該当する情報が記載されております。レンダーESIA は、詳細設計の終了後国内 ESIA の Addendum として、NEMA に提出される予定となっております。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>ておらず、その実施や更新は借入人が責任を負うことになっているが、借入人に対するモニタリングは行われぬのか？社会面については、KeNHA が内部モニタリングを行うことになっており、バランスに欠けるのではないか。</p> <p>また、JICA はモニタリング結果の報告を確認し、審査にて合意するとあるが、この審査とは何か？合意できなかつたらどうなるのか？</p> <p>環境面のモニタリングは借入人だけでなく、外部モニタリングを含めるべきである。（質・コ）</p>		<p>また、レンダー向けの外部コンサルタントが備上され、モニタリング結果や現場監査の結果を取りまとめた監査レポートがレンダーに対して定期的に提出されるよう審査を通じて借入人と合意する予定です。</p> <p>なお、社会面については補償支払い終了後に、RAP に関する外部監査が実施される予定です。</p> <p>なお、「審査にて合意する」とは、環境レビューの過程において、JICA がモニタリング結果の報告形式について借入人と確認し合意していくことを指しています。</p> <p>借入人からの定期的な報告とその形式について、合意を得られるのが通常ですが、仮に、環境レビュー過程において合意を得ることに時間を要する場合であっても、JICA としては、ガイドライン 2.8.1 の第 3 項に基づいて借入人との合意形成を図ります。</p>
【代替案検討】				
8.	環境レビュー方針 P.3	<p>鉄道が道路に比べ経済的ではなく、環境影響も大きいとあるが、ESIA には費用の比較等がなされていない。実施国で検討した内容であるが、JICA のレビューでそのまま引用しているのは説得力がないように思います。（コ）</p>	木口委員	<p>本事業については、その地理的特性から、環境面への影響をより重視した代替案の検討がなされたものと理解しております。その上で、最終的には審査において本事業の費用の精査等は必要ですが、一般的に鉄道新設に必要なコスト（新たな用地取得・整地、線路の敷設、駅等の構造物の建設、更には車両の調達等）と比較して、既存道路の拡幅に優位性があることは明らかであると考えております。</p>
【スコーピングマトリクス】				
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
9.	概要 PP (p.8)	<p>大気質、水質、土壌、騒音等の影響緩和策には緑化対策も含まれているか？（質）</p>	長谷川委員	<p>レンダー-ESIA にて、生息地や植物への影響緩和策として実施される道路沿いの緑化について「大気汚染バリアとしての役割もある」との記載があります。また、水質に関しては、施工中段階の水質汚染対策として、水路沿岸の土壌を裸地のままにしておくことと表層水への土壌流出の原因となってしまうため、極力早く再植生するという緩和策が含まれています。土壌、騒音等に関しては、緑化は緩和策としては含まれていません。</p> <p>なお、環境許認可の付帯条件として、借入人は植樹を含む ROW 内</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				の適切な景観確保を行うことが求められています。
10.	レビュー方針 (p.6~7)	現時点で多くの汚染物質濃度が既に基準値を超過しているが、環境管理目標は既存レベルか、または基準値か？（質）	長谷川 委員	<p>工事中の大気質・水質モニタリングは、バックグラウンド値より大幅に悪化しないことを目標としています。工事中の騒音については、今後 NEMA により発行される騒音許可において規定される値が目標値となります。</p> <p>供用時の騒音については、影響評価において EHS ガイドライン（一般）に定める騒音ガイドライン値（バックグラウンド値から 3dB 以内の増加）を用いており、供用時の管理目標も 3dB 以内の増加に留まっているか否かで判断することになると想定されます。</p>
11.	レビュー方針 (p.2~3&8)	廃棄物処分場、採石場及び土取場の位置、環境影響、管理計画・対策等の内容・妥当性を確認すること。（コ）	長谷川 委員	<p>ご指摘の通り対応してまいります。使用する廃棄物処分場の位置は、工事着工前に作成される Waste Management Plan にて示されます。同計画を入手して確認します。</p> <p>採石場および土取り場の位置についても、今後検討される事項となっておりますが、これまで検討対象となった採石場の位置は別紙図 1 をご参照下さい。なお、環境レビュー方針に「採石場については、計 3 カ所が候補。」と記載しましたが、正しくは「1 か所目は仮選定、2 カ所目は調査中段階、3 カ所目は 120km-175km 地点間にて候補地を探している段階」という状況です。この点、資料を修正いたします。</p> <p>採石場および土取り場の具体的な環境影響については、ケニアの法律が定める操業許可証の発行のために求められる環境アセスメントにて別途確認することとなります。なお、レンダー ESIA において一般的な採石場および土取り場における影響及び緩和策が示されています（例：採石場および土取り場利用開始前に現地実査により希少種の有無を確認等）。</p>
12.	保護区整理 (p.1&5) レビュー方針 (p.9)	JICA-GL においては、プロジェクトは①「政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」ことに加え、②「このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」と規定し	長谷川 委員	<p>JICAGL における規定は「指定した地域の外」としていただきますので、隣接している保護区に対する 5 条件に照らした確認は求められません。</p> <p>他方、本案件では IFC PS6 に基づき Critical Habitat Assessment (CHA) が行われていますが、Lake Elementaita（バッファゾーン</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>ている。当該道路がこのような指定地域を「横切る（通過する）」場合は例外5条件を適用・確認しているが、「隣接する」Lake Elementaita、Naivasha Wildlife Training Institute Local Sanctuary 及び Lake Naivasha についても規定②の観点から例外5条件を準用すべきでないか？（質）</p>		<p>ンが隣接）および Lake Naivasha（隣接は IBA のみでラムサールサイトは隣接していない）について、重要な生息地に該当するエリアとしており丁寧な対応が図られています。具体的には、これまでのレンダーESIA 作成の過程で IFC のコメントを踏まえてこれらの水域へ流入する河川への影響評価、緩和策やモニタリング計画の策定等において追加的な対応がなされています。また、保護区に対して重大な影響を及ぼさないことを前提として事業が計画されています。Naivasha Wildlife Training Institute Local Sanctuary については、Critical Habitat の対象とはされていませんが、本施設を所掌している Kenya Wildlife Service とも協議を行っており、本事業は基本的に既存 ROW 内での事業となり保護区エリアは干渉しないものとなりますので、重大な影響を及ぼすものではないと考えます。</p>
13.	レビュ－方針 (p.15~16)	<p>事業に伴う道路拡幅や車両・人口増加にもかかわらず動植物・生態系への影響が緩和策により「最小化される」と見込んでいるが、「最少化」レベルは既存道路による影響と同程度なのか、それ以下なのか？（質）</p>	長谷川 委員	<p>既存道路による影響と同程度であると考えられます。なお、レンダーESIA の評価方法は、Chapter 5.5.4 に示されていますが、影響評価は「Intensity：影響の強さ」「Geographic Extent：影響範囲」「Duration：影響の期間」を掛け合わせて最終的な評価結果（「Magnitude of Impact：影響の度合」）が示されています。「Low（最小化）」は「the impact slightly alters the concerned VEC (valued environmental components) without changing substantially its quality, and environmental distribution or role.」とされています。</p>
14.	レビュ－方針 (p.17)	<p>事業対象地域の気候・地質状況から、工事のみならず供用時での激しい土砂流出・土壌侵食による道路機能低下が懸念される。それらを防止・緩和するための中長期的対策が施工前の詳細設計から十分検討される見通しか？（質）</p>	長谷川 委員	<p>ご指摘のとおり、詳細設計において、土砂流出や土壌侵食のリスクを考慮し、切土・盛土作業に当たっての斜面安定性評価を行い、また水文調査を通じて河川横断構造物の設計や排水路の改修などを検討した上で、それぞれ適切な緩和策が検討される予定です。現時点で想定される対策として、急傾斜地や掘削作業により土壌が不安定になる可能性のある場所は、施工終了後最初の6ヶ月間は毎月点検を行い、その後2年間は6ヶ月ごとに点検を行い、高速道路の運用に問題となりうる侵食の兆候を確認する計画となっています。</p> <p>また、供用時における雨水による土壌の安定性／侵食に関する影響への対策として、表層水管理設備が導入されます。雨水管理設備については、建設後最初の雨季には毎月設備状況の確認が行われ、そ</p>

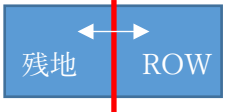
NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				の後も定期的に確認を行う計画です。
15.	環境レビュー方針 P.7	戦略的帯水層とはどのようなものでしょうか。（質）	木口委員	水資源局は帯水層を Strategic aquifer・Major aquifer・Minor aquifer・Poor aquifer・Special aquifer の5つの区分に分類しており、この内 Strategic aquifer（戦略的帯水層）は「ある地域の水の相当量・割合を供給するために使用される帯水層で、利用可能な代替資源がなく、またはそのような資源の開発には時間と費用がかかるもの」と定義しています。
16.	環境レビュー方針 P.8	「2021年2月18日から3月5日にかけて事業対象地域の10カ所において24時間連続の騒音測定」とあるが、事業実施区間のどこの10カ所か。（質）	木口委員	別紙図2のS1～S10をご参照下さい。
17.	環境レビュー方針 P.14 レンダーESIA Chapter 6, p. 6-130 Appendix, 8-2_Wildlife Mitigation	道路脇の人工的な湿地（水たまり）がカエルの産卵地としても重要と確認されている。ミティゲーションプランで、道路の横断について様々に見当がなされているが、大型化する道路自体の施設、例えば排水路に小動物（カエル、爬虫類等）が転落した際の対策はとられるのか。（質・コ）	木口委員	両性類・爬虫類に関する主要なリスクは、レンダーESIAにおいてはロードキルとバリア効果（横断が出来なくなる）が挙げられています。これらの対策として横断設備が検討されていますが、BAPにおいて優先種にとって影響を受けやすい横断場所を特定するために、両性類・爬虫類にとって重要な生息地の特徴を特定することとなっています。
18.	レビュー方針 14	側溝の形によっては両生類が登攀できないような影響を受けるような事例は国内でも知られています。レビュー方針には既に既存道路によって移動が妨げられているので新たな影響は生じないと書かれていますが、側溝の新設等がある場合は工夫が必要だと思われます。（コ）	石田委員	なお、レンダーESIAに典型的な側溝の形状として示されているものは、別紙図3のとおり両側に45°の傾斜のある形状のため小動物が容易に地上に登ることができます。日本の道路における一般的なU字側溝とは形状が異なり、両生類・爬虫類の転落リスクについては想定されないとの見解をIFCから得ております。また、道路には暗渠が設計されており、道路の下へ水が落ち、側溝へ大量の水が注がれない構造にもなる予定です。
19.	環境レビューp.7 (2) 汚染対策	「工事中、汚染物質の流出・漏洩により、供用後も地下水質に影響を与える可能性がある」とのことであるが、レンダーESIAでは地下水	織田委員	ご指摘のとおり、地下水のベースライン調査結果が無い場合は、数値が基準値を超えた場合に事業による影響なのか元々汚染されていたのかの判別がつかないため、工事中の水質対策の詳細が示される

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	2) 水質	のベースライン調査で水質調査を実施していない。これではモニタリングできないのではないか？（質）		水管理計画にて、工事前の地下水モニタリング実施が含まれることを審査において確認いたします。
20.	環境レビューp.9 p.16	借入人は何年くらいモニタリングをするのか？ (2) 汚染対策 5)騒音・振動 (p.9)供用開始後少なくとも <u>2年間</u> は年に2度定量的モニタリングを実施する。 (p.16)【モニタリング】 供用時には以下のモニタリングが実施される。 野生生物横断技術委員会を <u>5～10年間</u> 運営し、・・・ ・ <u>最初の5年間</u> は道路作業員による記録を行う。 ・運用開始後1年間は毎月、その後 <u>2年間</u> は6ヶ月ごとに点検を行う。（質）	織田 委員	レンダーESIAのセクション10.5.1は主に工事中のモニタリング計画が示されており、セクション10.5.2は供用時のモニタリング計画が記載されています。借入人が行うモニタリング期間は一律ではなく、項目により異なります。
21.	レビュー方針9	4つ目の「・」で。”別紙のとおり”、その別紙はどこにありますか。（質）	石田 委員	（事務局から返答済み。配布資料の「保護区に関する整理_ケニア_東アフリカ北部回廊幹線道路整備・運営事業」が該当。）
22.	レビュー方針10	10pに書かれていることで教えてほしいことがあります。 ・重要な生息地であるのなら伐採される量の多寡に関わらず影響はでるはずではないですか。 ・下から2つめの「・」では、伐採される生息地の量は非常に少ないため、対象種の生息地の直接的損失は無い、と書かれていますが、生息地に罹らない場所を伐採するというのですか。	石田 委員	<p><1つ目のご質問について></p> <p>既存道路ROW内はIFC PS6の3つの生息地区分（重要な生息地、自然生息地、改変された生息地）でいう「改変された生息地」に分類され、「重要な生息地」が事業対象地内にあるということではありません。</p> <p>ただし、改変された生息地内であっても「重要な生息地の対象種」（以下、対象種）が存在する可能性はあるため、工事開始前に現地実査を行い、対象種への影響を回避・最小化するために以下の対応が取られます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 植物：対象種について印をつけ、可能な範囲でそのままとする。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>・保全指定がなされている区域での開発はGLでは原則禁止ですが、伐採はOKなのですか。（質）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥類：対象種の営巣が無いか確認し、営巣がある場合は現地の鳥類専門家に相談の上対応する。 ● 両生類・爬虫類、小型哺乳類：対象種の生息地となる場所がある場合は、保全すべき場所は印をつけ、特に道路工事現場の境界に位置する場合、可能な限り回避する。 <p>＜2つ目のご質問について＞</p> <p>レンダーESIAのTable 6-51では、「対象種の生息域」と「本事業との関係」が種ごとに整理されており、対象種の生息地はROW外が中心となります。Table 6-51の整理結果に基づき、環境レビュー方針では「伐採される生息地の量は非常に少ないため、対象種の生息地の直接的損失は無い」と記載いたしました。生息地に罹らない場所を伐採するという意味ではなく、重要な生息地はROW外のエリアが中心であり、本事業の伐採はROW内が中心であることから、対象種の生息地の直接的損失はないという趣旨になります。（ただし、上述の様にROW内においても対象種への影響を回避・最小化するための対応が取られます。）</p> <p>なお、環境レビュー方針に記載していますが、大型構造物（オーバースペース等）の設置箇所および一時的な建設用地や土取場、採石場において、ROW外での植生除去が想定されています。これらの植生除去箇所は現時点では特定されていませんが、重要な生息地および自然生息地への影響は回避・最小化する方針であり、同方針を達成するための植生除去手順（上述の事前現地確認等）に従い実施されます。</p> <p>＜3つ目のご質問について＞</p> <p>ROWは国等により指定された保護区の内2つのForest Reserveを通過しますが、環境レビュー方針別紙（事前配布資料「保護区に関する整理_ケニア_東アフリカ北部回廊幹線道路整備・運営事業」）で説明のとおりJICAGLにおける政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域で実施する事業に対する条件を満たしています。一部保護区を通過するものの、ROWは保護区としての管理対象外地域でありROWの管轄はKeNHAが有しています。なお本事</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				業の方針として ROW 外の保護区での伐採は行わないとされています。
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
23.	レビュー方針 (p.19)	ナクルの一部区間高架化に伴う景観影響への設計時配慮とは、具体的にどのような対策が想定されているのか？（質）	長谷川 委員	レンダーESIA においては、Nakuru 市街地の景観に可能な限り配慮がなされることとなっておりますが、詳細設計時に具体的な検討が行われます。住民協議においても街の景観への配慮を求めるコメントがあったため、詳細設計時の郡政府や住民との協議において景観について確認がなされる予定です。
24.	<p><RAP-P53> 4.1 Criteria for Eligibility</p> <p><RAP-P58> 4.7.1 PAPs without Ownership Rights</p> <p><RAP-P80 > LIVELIHOOD AND INCOME RESTORATION</p> <p><RAP-P80> 8.1.1 Loss of Trading Area</p>	<p>拡幅される ROW 内で土地建物とも正式な権利は保有していないが、沿道で往来の車両を相手にビジネス（飲料水、スナック、他）を営む方(Squatter)に対する生計回復支援策如何？</p> <p>例えば、8.1.1(RAP P80)に記載されている Road Side Station (RSS)の休憩施設での雇用など検討されていますか？</p> <p>世銀の ESS5-Land Acquisition, Restrictions on Land Use and Involuntary Resettlement の Scope of Application では、(d) Relocation of people without formal, traditional, or recognizable usage rights, who are occupying or utilizing land prior to a project specific cut-off date;</p> <p>と規定されており、土地建物に帰着する正式な権利を持っていないが Cut-Off Date 以内であれば、PAPs without Ownership Rights（権利のない移転対象者）に対する補償・生計回復の対象と認知されるべきと解釈されるが、PAPs without Ownership Rights への補償は彼（女）らが生計回復するに足りる十分な補償となっているか？十分に足りるとすれば、そ</p>	小椋 委員	<p>RAP の補償方針では、「Mobile Traders without fixed assets」に対して、生計支援及びマーケットへの移転支援が提供されることとなっております。RAP では、影響を受ける露天商（Hawkers and Small Business Scale Business Operators）に対しては、研修及び生計機会の獲得のための資金サポートを提供する計画となっております。JICA GL や IFC の PS5 に沿って「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるよう」生計回復支援策が提供される必要があるため、現在策定中の生計回復支援策を環境レビューの中で引き続き確認する予定です。</p> <p>なお、ご指摘の RSS については、本事業で建設されるものではなく、現時点では建設される場所は確定しておりません。このため RSS での雇用機会の検討状況について現時点では不明ではありますが、環境レビューにおいて、影響を受ける露天商に対する生計回復支援が適切に提供されるよう具体的な計画が策定され、その実施状況がモニタリングされることを確認する予定です。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		の根拠は（例えば、ケニア国物価水準や労務単価と比較したときの最低賃金などとの比較）？（質）		
25.	<p><RAP-P78> 7 RESETTLEMENT ASSISTANCE</p> <p><RAP-P80 > LIVELIHOOD AND INCOME RESTORATION</p> <p><RAP-P80> 8.1.1 Loss of Trading Area</p>	<p>PAPsの中に社会的弱者（貧困層、障がい者、未亡人、高齢者など）はいらっしゃいますか？</p> <p>いらっしゃるとすれば、いわゆる Vulnerable PAPs に対する補償や生計回復支援策はありますか？その内容は？</p> <p>例えば、8.1.1(RAP P80)に記載されている Road Side Station (RSS)の休憩施設での雇用など検討されていますか？（質）</p>	小椋委員	<p>RAPにおいては、①所有もしくは利用する土地のサイズ、②家族のサイズ、③収入規模、④職業、⑤既存の支援の有無といった5つの基準を基に、社会的弱者（Vulnerable）の定義し、以下のように整理されております。また各社会的弱者の構成は別紙表1のとおりとなっております。</p> <p>1）女性世帯主家庭、2）子ども世帯主家庭、3）障がい者、4）慢性病・終末期の病气患者、5）HIV/AIDS患者、6）高齢者世帯主家庭、7）その他</p> <p>RAP上では、社会的弱者への支援策としては、通常の補償・生計回復支援策に加え「Receive immediate plan of cash support」が提供されると記述されております。</p> <p>実際に補償及び生計回復支援の対象となった非正規 PAPs における社会的弱者の割合や支援の実施状況については、内部モニタリング結果及び監査の結果を通じて確認することとなります。</p> <p>RSSでの雇用についてはNo. 24に回答いたしました。</p>
26.	同上(No.25)	<p>上述 (No.25) の PAPs without Ownership Rights や社会的弱者の移転先が捕捉できれば、生計回復の状況をモニタリングし、生計回復の進展状況を報告して欲しい。（コ）</p>	小椋委員	<p>露天商や社会的弱者を含めた被影響住民の移転や補償、生計回復支援プログラムの実施状況については、内部モニタリングや監査によって確認されることになっております。</p>
27.	<RAP-P72> 6 VALUATION AND COMPENSATION FOR LOSSES	<p>土地や建物が部分的に ROW に抵触する場合、全ての土地や建物を KeNHA が買収し、補償しますか？</p> <p>（残地が買収対象から外されるとなると、補償金だけで移転先地を購えない可能性を危惧するもの。）（質）</p>	小椋委員	<p>本事業で ROW に抵触する土地及び建物については、残地も含めて取得され、土地及び建物等の損失に対する補償が支払われることになっております。IFC によりますと残地取得については、ケニア国内法上規定されているとのこと。結果については外部監査を通じて確認が行われる予定です。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				
28.	<p>環境レビュー方針 P.4-5, 20/レンダースtakeholder Master, Chapter 7, p. 7-35</p>	<p>Nakuru County, Rongai Sub-county Community Meeting において、子どもへの性的な暴力の防止が提起されている。警察署への窓口設置などが提案されているようだが、実施されている（される）のか。また、実施されない場合は、代替手段についても確認をお願いしたい。</p> <p>また、他地域でも労働者の流入による治安悪化などの不安が上がっている。</p> <p>労働者、また、将来の道路利用者からの近隣コミュニティの子ども、女性への暴力の防止の対策について確認していただきたい。（コ）</p>	木口委員	<p>ご指摘の子どもへの性的暴力に対する警察署への窓口設置については、「Community Needs」として取り上げられており、事業における対策というより、コミュニティが抱える課題への貢献策・期待の一部として挙げられているものと理解しております。警察での窓口設置の可否については、ケニア政府の責任になると考えます。</p> <p>本事業の ESMP 案では、労働者の流入に伴うコミュニティの治安悪化や性的暴力から住民を保護するために借入人は工事作業員を含むプロジェクト関係者が遵守すべき規範を定めた「Code of Conduct」を策定・実施するとともにその実施状況をモニタリングすることになっており、工事作業員を含むプロジェクト関係者による被害の回避や対策が策定・実施される予定です。また、借入人はジェンダーに配慮した苦情処理メカニズムを構築し、万が一ジェンダーに基づく暴力が発生してしまった場合に苦情を受け付け、被害者の物理的・心理的サポート等の支援を提供し、ケニア国内法に基づき必要な対応をとる計画となっております。具体的な苦情処理メカニズムの手続きについては、今後借入人が策定し実施する予定です。さらに、借入人によって策定される Influx Management Plan や Gender and Social Inclusion Policy、住民協議等を通じて具体的な対策が検討・実施される予定です。</p> <p>なお、道路利用者からの近隣コミュニティの子ども、女性への暴力防止対策については、現状においても、ケニアの国内法制度に沿って警察等の当局が取締りを行っており、本事業の供用開始後も同様に関係当局が対応を行うことになると思います。</p>
29.	環境レビュー方針 P.20	子どもたちへの交通安全指導などは予定され	木口	ESMP によると借入人は現地行政機関と協力して、現地住民を対象とした安全啓発プログラムを計画する予定となっております、詳細は

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ているか。（質）	委員	EPC コントラクターが策定する交通管理計画にて検討・実施される予定です。
30.	環境レビュー方針 P. 18 RAP	<p>正規住民に対し「移転により商業が続けられず生計に影響がある者に対しては、納税申告に基づく平均月収の 2 か月分の金銭補償」が実施されるとあるが、現地のベンダーは納税しているのが一般的か。一般的ではない場合、補償から漏れている影響住民がいる懸念がある。</p> <p>納税が一般的である場合でも、事業が小規模等で納税していない住民への対応を確認、補償が不十分な場合は、ケニア高速道路公社と対応を協議のうえ、適切な対応をお願いしたい。（質・コ）</p>	木口 委員	<p>RAP の 4.7.2 PAPs with Ownership Rights（正規住民）については、本事業のインターチェンジ設置に伴う用地取得で土地や建物を損失する PAPs を指しており、本事業で影響を受けるベンダーは一般的には RAP の 4.7.1 PAPs without Ownership Rights に該当し、補償の対象になるという理解です。また、IFC からは、納税申告が無い場合は、業種ごとの一般的収入額を算出しそれに基づく補償が支払われ、補償対象からは除外されることはないとの見解を得ており、環境レビューにおいて確認いたします。</p> <p>また、Road Reserve 上で商売をする、構造物を有さないベンダーについては、移動することにより収入機会は維持されると考えられるため損失補償は支払われず、生計回復支援が提供されることとなります。</p>
31.	環境レビュー方針 P.19	IFC Performance Standard 7 と JICA のガイドラインのギャップについて。IFC では、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意：FPIC」は、Free, Prior, and Informed Consent は Consent だが、JICA の現行ガイドラインでは、consultation である。レビュー方針にあるように IFC の基準で合意の確認を行うという理解で良いか。また、従来の JICA の確認と比べて IFC の確認は、合意文書の締結以外にどのような相違点があるのか。（質）	木口 委員	<p>本事業は、IFC の PS7 に基づき実施されるため、IFC の基準で合意の確認を行うと理解いただいて結構です。</p> <p>なお、従来の JICAGL に基づく確認は、ご指摘のとおり「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」としており、IFC において「Consent」と明記しているのとは異なります。IFC では求める要件として合意に至るプロセスや合意形成の成果を文書化することを規定しており、JICAGL ではその旨明記しておりませんが、IFC の確認方法は JICAGL に照らしても受け容れられる丁寧な対応と考えています。</p>
32.	環境レビュー方針 P. 20	Maasai 以外の「直接的な影響を受けない先住民族とも覚書の締結を行う」とあるが、覚書のケニア国内での法的な位置付けはどのようなものか。もしくは、覚書を結んだ先住民族にどのような権利が付されるのか。（質）	木口 委員	Maasai 以外の先住民族との覚書につき、そのケニア国内での法的な位置づけについては今後確認してまいります。どのような権利が生じるかは覚書の内容によりますが、Maasai 以外の先住民族は事業により損失が発生するものではないため、これまで対象の先住民族から出てきた道路の設計に関する要望についての合意になる見込みです。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
33.	環境レビュー方針 p.2	p.2 「先住民族計画（以下、IPP）も今後作成される予定」とあるが、他方、p.5 では【先住民族 (Vulnerable and Marginalized Groups/VMGs)との協議】 とかかれており、すでに VMGs で IPP を代替しているのはいか。（質）	織田 委員	ご理解の通り、本事業の国内 EIA 及び RAP 作成時に、本事業における先住民配慮の「方針」を示すものとして VMG Framework が世界銀行の OP. 4.10 を参照して策定されております（なお、「VMGs」はケニア国内法上使用されている用語であり、本事業においても IFC の PS7 における Indigenous Peoples と同義のものとして扱われております。）。本事業におけるより丁寧かつより具体的な先住民への配慮・対策として、IFC の PS7 に規定される Indigenous Peoples Plan が今後策定される予定です。
34.	環境レビュー方針 p.20	追加確認事項に「本事業の工事中・供用時における雇用機会の提供についてどのような配慮が行われたか確認する」を加える。（コ）	織田 委員	<p>女性・先住民族の雇用機会の提供について以下のような配慮が行われる計画です。また、モニタリング項目にも含まれていることを確認済みです。</p> <p><女性の雇用機会の提供> ESMP の Table 10-1 の Genders Aspects の項目に記述されているとおり、工事中及び供用時において、借入人は女性の雇用機会に係る目標を掲げるとともに、女性の雇用促進及び研修の提供、同一労働同一賃金等の対応を行う予定です。</p> <p><先住民族の雇用機会の提供> ESMP の Table 10-1 の VMGs の項目に記述されているとおり、工事中及び供用時において、借入人は現地の労働事情に沿った人事政策を策定した上で、現地採用した労働者への研修を行うこととなっております。</p>
35.	環境レビュー方針 p.20	11) 労働・安全にかかわる追加確認事項に「請負業者と下請け業者の労働法の遵守と執行の定期的な監視が確実に行われたか確認する」を加える。（コ）	織田 委員	レンダーESIA のモニタリング計画において、雇用法、労働安全衛生法等の現地法令及び IFC の PS2 を参照基準として、請負業者及び下請け業者が労働者に対して適切な労働環境を提供していることをモニタリングする予定です。レンダーに定期的に提出されるモニタリングレポートを通じて、モニタリング結果を確認してまいります。
36.	環境レビュー方針	追加確認事項に「水利用に関し地域の利用可	織田	本事業の対象地域は大地溝帯地域にあり、現時点の年間水利用量は

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	p.20	エネルギーへの影響の有無を調査する」を加える。（コ）	委員	198 MCM/year（100 万立米）であり、持続可能な年間水利用量上限が 398 MCM/year と考えられております。またこの大地溝帯には年間 3,168 MCM/year が流入しています。
37.	レビュー方針 20	現地の人たちの水利用の慣習や家畜用の水利用の優先順位が存在といった現地の社会や生態系に適応した井戸や水源の利用があるように思われますが、そこへの配慮は如何なるものですか。（質）	石田 委員	<p>本事業では 3 年間で 1.4 MCM の水利用が想定されていることから、大地溝帯の地下水量を踏まえると地域全体の水利用に大きな影響は及ぼさないとレンダーESIA にて評価されていますが、一方で本事業が通過する Nakuru や Naivasha-Elementaita 流域は人口増加が続く地域であり、農業や工業用の水利用が増加していることから、水利用には配慮が必要とも指摘されております。</p> <p>よって、ESMP においては、本事業のために使用する井戸については水資源当局及び土地管理当局と協議の上許認可を得ることとなっておりますが、事業周辺地域の社会や生態系の状況を踏まえた地下水の利用が行われるよう配慮がなされる見込みです。また ESMP では使用する水は必要最小限にすることとしております。</p>
38.	環境レビュー方針 p.20	追加確認事項に「労働者の流入による Gender Based Violence や犯罪行為、感染症の増加等の有無を調査する」を加える。（コ）	織田 委員	<p>レンダーESIA のモニタリング計画において、GBV については、GBV 被害者のための関連リソースとサービスのリストを作成し、事業関係者がこの文書にアクセスでき、精通していることを確認する旨が計画されております。</p> <p>他方、労働者の流入による犯罪行為、感染症の増加については、苦情処理メカニズムの実施状況のモニタリングをとおして確認することが想定されます。</p> <p>この旨、確認済事項に追記いたします。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
39.	レビュー方針 20	他エリアの先住民の社会や生活には直接の影響は生じない、とありますが、他エリアというのは事業対象地域との関係がどのようになっているのでしょうか。（質）	石田 委員	先住民の居住地域は別紙図4の地図のとおり、レンダー-ESIA 調査において整理されております。 地図では、Maasai、Turkana、Samburu、Ogiek の居住する地域が示されており、Maasai は A8 South 道路沿いに居住地域や放牧地域が確認されております。一方で Maasai 以外の先住民が居住及び利用する土地は本事業の対象地域及びその近隣には位置しておらず直接の影響はない、との評価になっております。なお、レンダー-ESIA にも記述されているとおり、Turkana、Samburu、Ogiek に対しても Informed Consultation and Participation の原則の下で本事業に関する住民協議が行われています。
40.	レビュー方針 15	水生生物への影響が懸念されることによる漁業への影響はあり得るのではないのでしょうか。（質）	石田 委員	レンダー-ESIA によると、事業対象地域では漁業の振興が進みつつあります。ご指摘のとおり、工事中の淡水の生態系への影響により、自給自足や生業のために漁業を行う住民には重大ではないものの一定の負の影響が想定されており、水質汚濁に対する緩和策の実施が漁業への影響緩和につながるとして計画されております。 「社会環境 12)その他」の一項目に、「漁業への影響」として上記の内容を追記いたします。
【ステークホルダー協議・情報公開】				
41.	環境レビュー方針 P.6 Appendix, 7-8 consultation tool and support	国内 ESIA は英語のみで公開されているのか。住民説明会でリーフレットも同様か。 手法・内容として妥当であると、コミュニケーション、または文化人類学等の専門家の確認はあるものなのか。 特に、先住民に対するものはリーフレット以外のツールが必要ではないのか。手法について確認をお願いしたい。（質・コ）	木口 委員	<情報公開、協議資料> 国内 ESIA 全文は英語にて今後公開される予定ですが、IFC の見解によると、ケニア国内でスワヒリ語の ESIA 全文公開がなされることは一般的ではなく、あってもサマリーの部分のみということでした。 現地ステークホルダー協議で使用された資料はイラストを多用した平易な英語で作成されたものであり、各協議での説明は英語とスワヒリ語で行われていることを確認済みです。IFC 担当者の現地訪問時にコミュニティの代表に英語とスワヒリ語でコミュニケーション

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>可能であることが確認されています。</p> <p>＜先住民族との協議＞先住民配慮としては、レンダーESIA 策定のために借入人が雇用したコンサルタントチームに先住民配慮専門家が雇用されていることを確認済みです。協議で使用された資料や協議の様子はESIAのAppendix 7-8に記載があります。借入人によると、協議は英語とスワヒリ語で実施されており、IFCの現地訪問時において、協議の間先住民族が理解できる形での通訳も利用可能であったことも確認済みです。先住民配慮専門家がステークホルダー協議に参加し丁寧なコミュニケーションのための適切な配慮がなされていると考えます。</p>
42.	環境レビュー方針 P.6	レンダーESIA を公開しないと借入人が決定した場合、公開しないとした明確な理由を助言委員会に報告すること。（コ）	木口委員	借入人は、他の融資機関からもレンダーESIA のウェブサイトでの公開を要求されていますので、公開しないという決定がなされることは想定されませんが、万が一公開されない場合には報告いたします。
43.	環境レビュー方針 P.6	すでに記載があるが、モニタリング結果の情報公開については、借入人に強く働きかけること。（コ）	木口委員	モニタリング結果の開示については、今後、他のレンダーとも協調して借入人に働きかけてまいります。
【その他】				
44.	レビュー方針 (p.14&20)	道路整備やアクセス向上に伴い、供用時の野生動物密猟の危険性が高まると考えられるが、フェンス設置やゾーニング等の物理的措置以外に法規制や防止策を強化する余地はあるか？（質）	長谷川委員	ケニアでは無許可の狩猟は既に法令で原則禁止されており、またIFCによると事業対象地域周辺での密猟の報告事例はほとんどないとのことです。（本事業は既存道路の拡幅であり現状道路周辺は農地が多いことも考慮すると、密猟リスクが本事業の直接的な影響により大きく高まることは想定されませんが、供用時には今まで通りケニア政府や関係機関により野生動物密猟に対する防止策・監視・措置が取られる予定です。）
45.	環境レビュー方針	County とカウンティが混在。統一した方が良いのでは。（コ）	木口委員	カタカナ表記に統一いたします。